

## 八王子都市計画区域区分の変更に対する環境大臣意見

本区域区分の変更は、八王子市北西部の川口地区において、都市計画公園及び物流拠点の整備を目的とする土地区画整理事業が計画されている約 170.6ha の区域について、市街化調整区域から市街化区域に編入するものである。

本区域及びその周辺においては、里地里山の生態系上位種であるオオタカ、ミゾゴイ等の鳥類やトウキョウサンショウウオ、ホトケドジョウ等の水生生物等、重要な動植物の生息及び生育が多数確認されており、森林と湿地の生態系からなる里地里山の自然環境が良好に維持されている。

一方、本区域内の南側は、物流拠点の整備により、複数の沢を含む自然環境が消失することとなる。本区域で予定されている土地区画整理事業の事業者（以下「事業者」という。）は、環境保全措置として区域内の北側を都市計画公園に指定し、公的に管理することで、その自然環境の質を高め、重要な動植物についてはその区域に移動・移植・播種（以下「移植等」という。）を行うこととしているが、これらの移植等の効果については不確実性が高いとされていることから、本区域に生息する動植物及び生態系への影響が懸念される。

また、本区域の周辺には複数の住居地区が存在することから、供用後の道路交通騒音による生活環境への影響が懸念される。

このため、本区域の改変に当たっては、事業者は周辺地域の生活環境への影響に配慮し、計画地が有する自然環境の多様性と重要性を十分認識した上で、残存する自然環境の質を向上させ、失われる自然環境について十分な代償がなされるよう、以下の措置を適切に講ずる必要がある。

## 1. 総論

## (1) 関係行政機関等との連携及び住民等への説明

本計画は、住居地域の周辺において、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、事業者は、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、東京都等の関係行政機関等（以下「関係行政機関等」という。）の意見を十分勘案するとともに、住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

## (2) 残存緑地の管理について

残存する緑地については、都市計画公園として公的に管理されることになるが、区域に生息している動物による採餌等の利用が残存する樹林地や谷戸に集中し過密化することで、森林と湿地の生態系からなる里地里山の質が低下する可能性がある。

このため、専門家等の助言を得た上で、管理目標及び管理計画を定め、生物相や水環境等のモニタリングを通じた管理に努めること。また、管理目標、管理計画、モニタリング結果等については公開し、住民等の関係者の関与・参画の機会の確保に努めること。

## (3) 事後調査等について

事業者は、事業実施に当たって以下の取組を行うこと。

専門家及び関係行政機関等の助言を踏まえ、事後調査計画書に基づき、事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家及び

関係行政機関等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的な検討を実施すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家及び関係行政機関等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

事後調査及び環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

## 2. 各論

### (1) 動植物及び生態系に対する影響

本区域及びその周辺には、里地里山の生態系上位種であるオオタカ、ミゾゴイ等の鳥類やトウキョウサンショウウオ、ホトケドジョウ等の水生生物等、重要な動植物の生息及び生育が多数確認されていることから、本区域内の南側で予定される物流拠点整備に伴う大規模な土地改変により、これら動植物及び生態系に対する影響が懸念される。このため、以下の措置を講ずることにより環境影響を回避又は極力低減するよう努めること。

#### 改変面積の最小化及び緑化について

物流施設の最新の需要予測を実施し、その結果に基づき土地の改変面積を調整することにより、土地の改変量を最小限に抑制すること。

また、工事終了後は周辺樹林と同様の樹種による緑化を図り、動植物の生息・生育環境となる緑地を可能な限り創出すること。

#### 動植物の移植等について

重要な動植物の移植等については、効果に係る不確実性が高いことから、その実施に際しては、対象種ごとに専門家及び関係行政機関等からの助言を踏まえて、移植等の場所、時期、方法及び監視方法等を含む実施計画を定め、実施すること。

また、移植等を行った場合には、事後調査を適切に実施し、本事業による環境影響を分析した上で、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

#### 鳥類に対する影響

本区域及びその周辺に生息するミゾゴイ等の鳥類に対し、これまでに実施した調査結果並びに専門家及び関係行政機関等からの助言を踏まえて、工事前、工事中の環境監視を実施し、本事業による環境影響を分析した上で、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

#### 水生生物に対する影響

代償措置として検討されている調整池等のビオトープの創出について、重要な水生生物の適切な生息環境となるよう、専門家及び関係行政機関等の助言を踏まえ、配置、規模及び構造等の検討を設置前に十分行うこと。

### (2) 騒音等に対する影響

本区域の周辺には複数の住居地区が存在しており、物流施設供用後の関連車両の通行量の増加に伴い、主要な走行経路付近の住居地区においては、騒音レベルが環境基準値を超過することから、騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、走行時間帯の調整や低速走行等を徹底する等の環境保全措置を講ずることにより影響を極力低減すること。また、交通量の将来予測には不確実性を伴うことから、物流施設供用後の交通騒音に係る事後調査を実施した上で、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。